

大田区国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業(特区民泊) に関するガイドラインの改訂(平成30年3月15日より実施)

改正の狙い

- ・特区民泊条例の改正(平成29年12月8日、最低滞在期間の短縮)への対応
- ・住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)との関係性を明記

概要

- 1. 最低滞在期間を7日未満とする場合の滞在者の安全確保措置への対応**
 - 1)国土交通省通知(技術的助言)に基づき、火災時等の滞在者の安全確保を図るために、建築審査課において必要な措置等を確認
 - 2)特定認定申請時の添付書類として、以下の書類を追加
 - ・建築審査課で確認を行った図面(建築審査課の押印のある図面)
 - ・国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の用に供する施設概要(適合性チェックシート)
- 2. 最低滞在期間の変更を行う場合の手続き**

認定事業者が施設を使用させる期間を変更したときは、変更した日から10日以内に変更届を提出
- 3. 認定施設に掲示するステッカーの様式規定**

施設の名称、所在地、緊急連絡先、問合せ先を記載するステッカーの様式を規定
- 4. 住宅宿泊事業法と特区民泊の関係**

認定施設において、住宅宿泊事業の届出を行った場合、両法律を遵守する必要がある
(例えば、人を当該施設に宿泊させるとき、特区民泊の最低滞在期間及び住宅宿泊事業法の年間営業日数を同時に遵守する必要がある)